

総発0317第1号
平成23年3月17日

各内部部局長 殿
中央労働委員会事務局長 殿

大臣官房総務課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震に伴う省エネルギーへの協力について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、東京電力管内(※注1)において相当の供給力不足が発生していることから、厚生労働省においても、地方支分部局及び施設等機関等に対して、3月14日に節電対策等の徹底について依頼したところです。

今後も、この厳しい電力需給の状況が続くことが予想されるほか、東北電力管内(※注2)においても計画停電を行う予定です。

つきましては、資源エネルギー庁からの依頼も踏まえ、再度、地方支分部局、施設等機関、所管の法人、事業者及び関係団体に対し、別紙の取組を参考としつつ、省エネルギーに最大限協力するよう依頼願います。

※注1：栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

※注2：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

省エネルギーに関する取組について

【空調】

- 暖房は19℃以下を目安に現在の設定より低くする。
- 暖房機器は不必要なつけっぱなしをせず、運転時間を短縮する。
- 暖房効果を高める工夫をする。
 - ・ エアコンのフィルタの清掃
 - ・ ウォームビス（暖かい服装をする）
 - ・ 夜間におけるブラインド・カーテンの使用

【照明】

- 人のいない部屋の照明は、可能な限り消灯する。
 - ・ 昼間：廊下、ロビー、エレベーターホールの照明の全消灯
 - ・ 昼間：執務室内窓側・廊下側照明の全消灯
 - ・ 夜間：安全確保のための最小限の照明に制限
 - ・ 昼休みの消灯の徹底
 - ・ 終業時の一斉消灯
 - ・ 建物の外側（野外連絡通路灯、駐車場灯、庭園灯など）の消灯
- 照明は、省エネルギー型の蛍光灯や電球形蛍光灯ランプ、LEDを使用する。
- 広告・ネオン等の点灯をできるだけ控える。
 - ・ 点灯時間の短縮・消灯

【エレベーター・エスカレーター】

- エレベーター・エスカレーターの使用をできるだけ控える。
 - ・ エレベーターの稼働台数を概ね半分以下に
 - ・ エスカレーターの運転は必要最小限に
 - ・ 近くの階への昇降は階段を使用（2アップ、3ダウン）

【トイレ】

- 温水洗浄便座、手洗い用電気給湯器の電源を切る。

【事務機器・電気機器】

- 事務機器やテレビの使用をできるだけ控える。
 - ・長時間席を離れる、使用しない場合には、こまめに PC をシャットダウンする
 - ・プリンター、コピー機、複合機等は必要最小限のもの以外は電源を切る
 - ・コピー、プリントアウトの量を必要最小限に
 - ・誰も見ていないテレビはスイッチを切る

- 冷蔵庫の庫内は季節にあわせて温度調整をし、効率的に使用する。
 - ・詰め込みすぎない
 - ・冷蔵強度を適切に（強→中）
 - ・無駄な開閉をやめる

- 給湯器、電気ポット、コーヒーマーカー、電子レンジの電源を切り、コンセントを抜き、待機時消費電力を削減する。

【エントランス・庭】

- 自動ドアの電源を切る。

- 噴水や滝の運転を停止する。

【自動車】

- 外出時は、できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用する。
 - ・社用車の使用抑制・効率的利用に努める。

- 運転の際には、ふんわりアクセル、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングに気を付ける。

【社内体制】

- 省エネルギーのための社内体制を整備する。
 - ・省エネルギー担当部署・担当者の設置
 - ・省エネルギー委員会などの専門組織の設置
 - ・職員への対策周知

- 家庭での省エネルギー対策について、職員及びその家族へ周知徹底する。

【生産・営業体制】

- 生産・営業体制の合理化により省エネルギーを一層強化する。

【その他】

- 電気、ガス、石油機器等の導入は、省エネルギータイプのものを選択する。